

付 議 第 4 号

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により、知事から、文化財に関する事項を知事部局で所管することに伴い、補助執行の内容を改めることについて、協議がありましたので、これに同意することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則(平成4年教育委員会規則第1号)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等を行うこと。



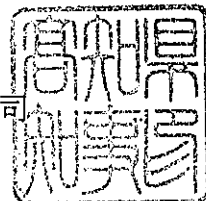
別紙 1

3 高行管第 410 号

令和 4 年 3 月 23 日

高知県教育長 伊藤 博明 様

高知県知事 濱田 省司



事務委任の廃止及び補助執行の協議について

下記のとおり、貴委員会への事務委任及び補助執行について、地方自治法第 180 条の 2 の規定により、その事務の委任を廃止すること及びその補助執行の内容を別紙のとおり改めることについて、協議します。なお、廃止する内容及び変更する内容は以下のとおりです。

記

1 委任の廃止（地方自治法による知事の権限に属する事項の委任（昭和 48 年 4 月 24 日高知県告示第 187 号）の廃止）

(1) 廃止する事務

公園の管理（公園整備工事の施行に関すること及び高知県立都市公園条例（平成 17 年高知県条例第 7 号）第 2 条に基づく都市公園の区域の変更及び廃止に関するものを除く。）に関すること（指定管理者の指定その他指定管理者に係るものを含む。）。

高知公園の管理に伴う使用料、占用料、広告出展料及び利用料の徴収に関すること。

高知公園の管理に伴う占用料、広告出展料及び利用料の減免並びに利用料の還付に関すること。

高知公園の高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門への入場に係る 9 割に相当する金額の利用料を納付する者の定め及び当該利用料を月単位で取りまとめて後納することの承認に関すること。

(2) 廃止年月日

令和 4 年 3 月 31 日

(3) 廃止する理由

令和 4 年度組織改正により、文化財の保護に関する事務を教育委員会から知事へ移管することに伴い、高知公園に係る委任事務を知事部局で行うことから、委任事務を廃止する必要があるため。

2 補助執行の変更（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行（平成20年11月高知県告示第705号））

(1) 変更する事務

教育、学術又は文化（文化財の保護に関することに限る。）の振興を主たる目的とする法人（スポーツの振興を主たる目的とする法人を除く。）に係る公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定により行政庁が行う事務のうち、公益法人の認定等に係る事務

(2) 施行日

令和4年4月1日

(3) 変更する理由

文化財の保護に関する事務を教育委員会から知事へ移管することに伴い、補助執行させる内容から、文化財の保護に関する法人に関する事務を知事部局に戻す必要が生じたため。

告 示

高知県告示第 号

平成20年11月高知県告示第705号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から適用する。

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司

1の(2)中「又は文化（文化財の保護に関することに限る。）」を削る。

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案説明

(1) 協議の目的

高知県部設置条例の一部改正により、令和4年4月1日から文化財の保護に関する事項が教育委員会から知事部局に移管されることに伴い、知事の権限に属する事務の補助執行を行うこととしている事務のうち、教育委員会が所管する文化財の保護を主たる目的とする法人に係る事務について、元の権限者である知事の権限で行おうとするもの。

(2) 協議の内容

新たに公益法人になろうとする法人の認定等に関する事務について、教育次長が補助執行をすることとされている事務の範囲から「文化財の保護を主たる目的とする法人」に係る事務を除く。

〔 なお、文化財の保護を主たる目的とする法人として現在教育委員会が所管している公益法人はない。 〕

地方自治法

〔 事務の委任又は補助執行 〕

第180条の2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

新 旧 対 照 表
新 旧

地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行（抜粋）

地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行（抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり補助執行させる。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり補助執行させる。

1 補助執行させる事務

1 補助執行させる事務

(1) 略

(1) 略

(2) 教育（学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校であって、国立学校、公立学校（大学及び高等専門学校に限る。）又は私立学校（幼稚園を除く。）であるものに関するものを除く。）、学術又は文化の振興を主たる目的とする法人（文化の振興（スポーツの振興及び文化財の保護を含む。）を主たる目的とする法人を除く。）及び保育所のみ経営する法人に係る公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下この号において「法」という。）の規定により行政庁（法第3条に規定する行政庁をいう。以下この号において同じ。）が行う事務のうち、次に掲げる事務

(2) 教育（学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校であって、国立学校、公立学校（大学及び高等専門学校に限る。）又は私立学校（幼稚園を除く。）であるものに関するものを除く。）、学術又は文化（文化財の保護に関することに限る。）の振興を主たる目的とする法人（スポーツの振興を主たる目的とする法人を除く。）及び保育所のみ経営する法人に係る公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下この号において「法」という。）の規定により行政庁（法第3条に規定する行政庁をいう。以下この号において同じ。）が行う事務のうち、次に掲げる事務

ア～オ 略

ア～オ 略